

第507回（定例）福崎町議会会議録

令和5年3月27日（月）
午前9時30分開議

○令和5年3月27日、第507回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	三輪一朝	8番	宇崎壽幸
2番	石川治	9番	植岡茂和
3番	大塚記美代	10番	前川裕量
4番	吉高平記	11番	松岡秀人
5番	河嶋重一郎	12番	小林博
6番	牛尾雅一	13番	竹本繁夫
7番	富田昭市	14番	城谷英之

○欠席議員 なし

○事務局より出席した職員

事務局 長 三木雅人 主査 塩見浩幸

○説明のため出席した職員

町長	尾崎吉晴	副町長	近藤博之
教 育 長	高橋渉	公営企業管理者	福永聡
技 監	宇都善和	会計管理者	尾崎俊也
町参事兼ほけん年金課長	谷岡周和	総務課長	岩木秀人
企画財政課長	蔭谷秀樹	税務課長	松田清彦
地域振興課長	成田邦造	住民生活課課長補佐	藤尾享子
福祉課長	小幡伸一	農林振興課長	吉田利彦
まちづくり課長	山下勝功	上下水道課長	橋本繁樹
学校教育課課長補佐	吉高美鈴	社会教育課長	木ノ本雅佳

○議事日程

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論・採決
第 5 議員派遣
第 6 閉会中の継続調査申出

○本日の会議に付した事件

第 1 総括質疑
第 2 委員長報告・質疑
第 3 開会中の所管事務調査報告
第 4 討論・採決
追加日程 追加議案の上程、討論・採決

- 第 5 議員派遣
- 第 6 閉会中の継続調査申出

開 議

議 長 皆さん、おはようございます。
ただいまから、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員数は14名でございます。
定足数に達しております。
なお、本日の会議に大塚謙一学校教育課長、大塚久典住民生活課長から欠席届が出ております。学校教育課長の代わりに吉高美鈴課長補佐、住民生活課長の代わりに藤尾享子課長補佐が出席しておりますので、ご報告をしておきます。
それでは、本日の日程に入ります。
本日の日程は、お手元に配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 総括質疑

議 長 日程第1は、総括質疑であります。
質疑をされる際は、議案番号及び関する資料名、ページ数等をお示しの上、質疑をしていただきますようお願いいたします。
総括質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、総括質疑を終結いたします。

日程第2 委員長報告、質疑

議 長 次の日程は、委員長報告及びこれに関する質疑であります。
3月7日の本議会2日目において、議案28件がそれぞれの委員会に付託され、慎重審議がなされて、議長宛てに審査報告書が提出されております。各委員会からその審査報告をしていただき、その後、委員長報告に対する質疑を受けてまいります。
まず、予算審査特別委員長の報告を求めます。
事務局に審査報告書を朗読させます。

(主査朗読)

議 長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に説明を求めます。
予算審査特別委員会、植岡委員長。

植岡予算審査 予算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

特別委員長 本定例会2日目、3月7日に設置されました予算審査特別委員会の委員長に私、植岡茂和、副委員長に大塚記美代議員が選出されました。予算審査特別委員会に付託されました議案は7件で、3月9日、10日、13日の3日間にわたり慎重に審査を行いました。

なお、3月13日には、令和5年度事業として計画されている道路新設改良事業(福崎駅田原線)、橋梁改修工事(道路メンテナンス事業高橋橋及び辻川歩道橋)の3か所について現地を視察しました。

審査の結果につきましては、先ほど事務局朗読のとおりであります。なお、予

算審査特別委員会委員は、議長を除く全議員でありますから、質問や答弁についてはご承知のことと存じますので、特に報告すべきものに絞って報告させていただきます。

最初に、議案第22号、令和5年度福崎町一般会計予算の歳入において委員から、「個人町民税の所得割について、寄附金控除の増という案内があったが、令和3年、4年、5年の動向はどうなっているのか。」との質疑に対し、「令和3年度は町民税で2,224万7,000円、4年度の11月末現在で2,980万の実績で、令和5年度見込みは3,800万円を見込んでいます。」との答弁があり、あわせて「所得割における住民所得の増減については、どのように捉えているのか。」との質疑があり、「所得割に影響がある所得の課税標準額の伸びについては、国の地方財政計画の中でも見込みを立ててありますが、福崎町の実情に近い、兵庫県の勤労統計各目賃金指数の統計を用い、99.7%と見込み税率を乗じた算出増額から税額控除等を引いて算出を行っています。」との答弁がありました。

また、「埋蔵文化財発掘調査委託金5,041万円とあるが、予算に関する概要書15ページの埋蔵文化財発掘調査事業6,500万円との関係は。」との質疑に対し、「5,680万の88.75%が5,041万円で、県からの委託金となっています。概要書の6,500万との違いにつきましては、民間の開発分も含めたため差が出ているものです。その内容は、民間の住宅開発などに関わる調査依頼が主なものです。」との答弁がありました。

歳出においては、総務費で「選挙の掲示板の数と場所の在り方等について、新しい団地ができたようなところも含め、検討が必要ではないか。」との質疑に対し、「令和4年度に一般質問でもご意見をいただき、この4月の統一地方選以降、少し間が空く予定ですので選挙管理委員会等の中でも話をしながら、検討していこうと考えています。」との答弁がありました。

民生費では、委員から「園児送迎バス置き去り防止装置の仕組みや使い方はどうなっているのか。」との質疑に対し、「内閣府から、安全装置のリストが公表されており、これに基づいてベストなものを検討しています。バス座席の一番後ろにエンジンを切ったらブザーが鳴るボタンをつけ、運転士等が一番後ろまで行く必要を覚えて生じさせ確認をする装置、また、全員が降車し、鍵を閉めた後、車内で空気が動くとスマホやパソコンに異常を知らせるシステムなどを参考にしながら商品決定していきます。」との答弁がありました。

また、「公立認定こども園ICT化推進事業は、もうちょっと具体的にこれを行うことでどういった効果があるのか。保護者・園児にとって、どういったことが変わっていくのか説明を。」との質疑に対し、「1つ目は、園児の登降園管理で登園したときにQRコード等を読み込ませることで園児の登園がシステムで確認できます。2つ目は、保護者からの欠席連絡でヒューマンエラーが生じやすい体制であったものが、スマホ等で前日の夜からでも連絡が送れるようになり、業務軽減につながります。3つ目は、クラスだよりを紙ベースからデジタル化し、スマホ等にデータを送れるようになります。4つ目は、保育教諭のメリットで、紙で作っていた指導計画を共有化・フォーマット化することで働き方改革にもつながっていくと考えています。」との答弁がありました。

農林水産業費では、「新規就農支援事業補助金について、資料によると法人1件、個人1件と予定されているが、これは既に対象が決まっているのか。」との問いに対し、「対象はまだ決まっていません。この制度は、令和5年度から周知していくため、いきなり補助金を使う団体等は出てこないのではないかと

考えています。令和5年度は後継者育成の一助として創設し、これから周知を図っていこうと考えています。」との答弁がありました。

また、「危険木伐採事業補助金は、対象が森林でなければいけないのか。個人の物や空き地、自治会等の樹木などは対象にならないのか。」との問いに、「この財源には、森林環境譲与税を充当するため、森林でないといけないという制限を設け、基本的には何でも使えますよ、ということにはしていません。現地も確認した上で判断します。」との答弁がありました。

商工費では、「創業支援補助金は、どういう方が対象となるのか。」との問いに、「商工会行政懇談会で要望を受けての令和5年度からの事業で、個人法人を含めて庁内で創業、起業を行った方に対し補助を行うもので、商工会が主催する創業セミナーを受講し、起業後商工会に加入してもらえる方、あわせて、町内に居住して3年間継続するもの、法人は町内に本店を置くものとしています。事業所のリフォームや設備・備品の購入費、広告料などの2分の1補助で上限100万円です。3者分を計上し、新たな雇用の創出と移住定住で、地域経済の活性化を図る事業として考えています。」との答弁がありました。

消防費では、「防災訓練業務委託料50万円は何をする予算なのか。」との質疑に対し、「令和5年度に、高岡地区の自治会と協力して地震を想定した広域的な避難訓練を実施したいと考えています。具体的には、これから区長様方と協議し、詰めていきたいと考えていますが、倒壊家屋からの救助訓練等にも対応できるよう、委託料を計上しています。」との答弁がありました。

教育費では、「文化センターの大ホールスクリーン等撤去工事は、撤去した後どうされるのか。」との問いに対し、「スクリーンは毎年つり物点検を実施しており、非常に危険な状態になっているため、今回取り外しをするものです。ただ、一番後ろに白いカーテンがあるため、そちらで代用します。」との答弁がありました。

続いて、議案第23号、令和5年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についての概要説明を受けました。

委員から「1日人間ドック補助金について、1人当たりで平均すると2万5,900円となるがこれは定額か。それとも、全体の何パーセントぐらいを想定した金額なのか。」との問いに対し、「郡内の病院との契約で標準の検査料が税抜き3万7,000円で、その70%を限度額としています。」との答弁がありました。

続いて、議案第24号、令和5年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算についての概要説明を受けました。

委員から「コンビニ納付の利用はどれぐらいを見込んでいるのか。」との問いに対し、「令和5年度は700件を見込んでいます。」との答弁がありました。

続いて、議案第25号、令和5年度福崎町介護保険事業特別会計予算についての概要説明を受けました。

委員から「保険料が令和4年度よりも減っているのはなぜか。後期高齢は増えていたし、対象は増えていると思うが。」との問いに対し、「事業計画に定めている被保険者数が、令和4年度は5,459人であったものが、令和5年度については5,446人で積算しているためです。」との答弁がありました。

また、「権利擁護事業では事業はなぜ減ったのか。」との問いに対し、「地域包括支援センターの人事異動により、職員が変わったため人件費の差額が出て下がっています。」との答弁がありました。

続いて、議案第26号、令和5年度福崎町水道事業会計予算についての概要説

明を受けました。

委員から、「上下水道審議会の委員報酬が計上されているが、令和4年度に水道料金系の見直し検討業務を委託されていた。用途別料金体系を口径別料金体系に変更すると聞いていたと思うが、この方向性は出ているのか。」との質疑に対し、「この見直しにつきましては、家庭用の料金値上げにつながらないように、また給水収益全体を押し下げないように検討しました。今後、上下水道事業審議会に諮問していきたいと考えています。」との答弁がありました。

また、「八反田水管橋の工事に当たって、水管橋の西側の土地の取得を検討中ということを知っていたと思うが、今回、土地取得に関し何も入っていないのはなぜか。」との問いに対し、「今言われた西側の土地につきましては、既に購入済みです。」との答弁がありました。

続いて、議案第27号、令和5年度福崎町工業用水道事業予算についての概要説明を受けました。

委員から、「先ほども出てきたと思うが、上下水道事業審議会委員はどのような人がなっているのか。同じ人なのか、別の人なのか。」との問いに対し、「水道と同じメンバーで、委員12名以内をもって組織とすると条例で規定されています。」との答弁があり、また「委員の構成は。」との問いに対し、「議会、行政機関、地区組織の代表者、学識経験者、一般公募員としており、地区組織とは商工会関係者や工業団地協議会関係者、区長会代表者となります。」との答弁がありました。

続いて、議案第28号、令和5年度福崎町下水道事業会計予算について概要説明を受けました。

委員から、「全般を通じて令和5年度、6年度で上下水道事業審議会を開催し、下水道使用料の適正化を検討するとのことだが、同時に公共下水と農業集落排水の料金体系の統合を行う予定はあるのかないのか。」との問いに対し、「計画では、公共下水と農業集落排水の統合を進めることとしていますので、使用料体系も合わせていきたいと考えています。」との答弁がありました。

また、「川すそ雨水幹線工事について、工事はどれぐらいの期間を予定しているのか。交通の関係はどうしていくのか。」との質疑があり、「工事開始は、令和5年度秋頃を予定しており、交通に関しては基本的に夜間工事を予定しています。東西方向の道路は夜間、片側通行となる予定です。」との答弁がありました。

以上の7議案について審査の結果、議案第22号から議案第28号までの全議案について、全員賛成で原案のとおり可決しました。

最後に、委員各位にはご精励を賜り、審査の結果、適正妥当なる結論を得ましたこと、厚くお礼申し上げます。

以上で、予算審査特別委員会の審査報告を終わります。

議長 予算審査特別委員長からの説明が終わりました。

委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 ないようですので、予算審査特別委員長報告に対する質疑を終結いたします。次、総務文教常任委員会審査報告を事務局に朗読させます。

(主査朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。総務文教常任委員会、河嶋委員長。

河嶋総務文教 それでは、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査について、ご報告

常任委員長 申し上げます。

委員会を3月14日に開催し、付託されました議案第1号から議案第3号及び議案第9号から議案第17号までの12件について慎重に審査を行いました。審査の結果につきましては、事務局朗読のとおり、12議案ともに原案のとおり可決すべきものとしたことをご報告申し上げます。

これより、補足説明をいたします。

議案第10号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、及び議案第11号、福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、バス送迎の安全管理の徹底に係る規程の追加の項目があり、委員から乳幼児に対して点呼できないのではないかと。注意してやってもらいたいという意見や、添乗員によるチェックに漏れたときのために、器具類での安全管理をしてほしいなどの意見があり、車内を見回る動線をつくるブザーなどを導入するのは。それでも見落としした場合に、連絡が届くようなものも含めて検討していきたいとの回答がありました。

議案第17号、令和4年度福崎町一般会計補正予算（第6号）については、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,840万円を追加し、補正後の予算の総額を90億200万円とするものであります。委員から、森林環境譲与税の用途について質疑があり、森林整備や危険木伐採の補助として使う予定と答弁がありました。また、障害福祉サービス支援費給付が増加した要因はどの質疑に、新型コロナウイルス感染症が収まってきて利用者が増えたためと答弁がありました。

以上で、総務文教常任委員会からの報告を終わります。議員各位の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長 総務文教常任委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 ないようですので、総務文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。
次、民生まちづくり常任委員会の審査報告書を事務局に朗読させます。
（主査朗読）

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に詳細なる説明を求めます。
民生まちづくり常任委員会、小林委員長。

小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の報告をさせていただきます。

常任委員長 委員会に付託された9議案について、3月15日委員会を開催いたしました。

議案第4号は、企業版ふるさと納税基金の制定で、基金を設置することで有効な活用を図ろうとするものであります。

議案第5号は、消防団条例の改正で、団員の処遇改善を図るものであります。

議案第6号は、国民健康保険条例の改正で、出産・育児一時金支給額の改正です。

議案第7号は、空き家等の適正な管理に関する条例の一部改正で、空き家等の対策協議会を設置するものであります。現在の審議会議員の名簿が提出されております。

議案第8号、開発事業等調整条例の一部改正で、太陽光発電施設の設置で5,000平方メートル以上は県条例に定めがあるため、県と事務競合を避けるための改正であります。

議案第18、19、20号は、令和4年度の国民健康保険、後期高齢者医療事

業、介護保険事業会計の補正予算で、実績に伴っての補正であります。

議案第21号は、下水道会計の補正予算であります。一般会計からの資金の返還等が含まれております。

審査の結果、付託案件全てについて全員賛成で、原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上です。

議 長 民生まちづくり常任委員長からの説明が終わりました。
委員長に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、民生まちづくり常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

日程第3 開会中の所管事務調査報告

議 長 日程第3は、開会中の所管事務調査報告であります。
委員会の活動について、委員長に報告を求めます。
総務文教常任委員会、河嶋委員長。

石川総務文教 総務文教常任委員会から、議会開会中の所管事務調査についてご報告申し上げます。
常任副委員長

委員会は去る3月14日に開き、所管の学校教育課から、福崎西中学校における損害賠償訴訟について上告を棄却する決定がされ、全ての裁判が終わり、福崎町側の勝訴が確定したとの報告を受けました。また、教育長から、今後も児童生徒や保護者が納得する指導に努めていきたいというお話がありました。

以上です。

議 長 次、民生まちづくり常任委員会、小林委員長。
小林民生まちづくり 民生まちづくり常任委員会の開会中の調査報告をいたします。

常任委員長 1番目は、公害防止協定に基づく協議であります。

姫路メタリコン株式会社からで、内容は資料のとおりであります。委員会は了承することといたしました。

各課の報告事項では、住民生活課から、公害防止協定に基づく報告で、福伸電機株式会社からのものであります。詳細は資料をご覧ください。

以上です。

議 長 以上で、開会中の所管事務調査の報告を終わります。

日程第4 討論・採決

議 長 日程第4は討論・採決であります。

なお、採決について議会運営委員会、前川委員長と協議し、松岡議員におかれましては、体調不良のため挙手による意思表示を認めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、議案第1号、福崎町個人情報保護法施行条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第1号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第2号、福崎町情報公開個人情報保護審査会条例の制定についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第2号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第2号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第3号、福崎町自治基本条例の一部を改正する条例についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第3号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第4号、福崎町企業版ふるさと納税基金条例の制定についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第4号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第5号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第5号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第5号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第6号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第6号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第6号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第7号、福崎町空き家等の適正な管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第7号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第7号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第8号、福崎町開発事業等調整条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 これより採決を行います。

議案第8号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第9号、福崎町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第9号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第10号、福崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第10号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第11号、福崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第11号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第12号、福崎町屋外体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第12号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第12号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第13号、福崎町体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第13号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第13号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第14号、八千種研修センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第14号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告書は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第14号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第15号、福崎町立学校施設等使用条例の一部を改正する条例についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第15号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案

のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第15号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第16号、福崎町第2期子ども・子育て支援事業計画の見直しについての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第16号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第16号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第17号、令和4年度福崎町一般会計補正予算(第6号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第17号について、本案に対する総務文教常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第17号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第18号、令和4年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第18号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、議案第18号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次、議案第19号、令和4年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算

(第2号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第19号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第19号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第20号、令和4年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第20号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第20号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第21号、福崎町下水道事業会計補正予算(第2号)について討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第21号について、本案に対する民生まちづくり常任委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第21号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第22号、令和5年度福崎町一般会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第22号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 2 2 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 2 3 号、令和 5 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 2 3 号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 2 3 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 2 4 号、令和 5 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 2 4 号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 2 4 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 2 5 号、令和 5 年度福崎町介護保険事業特別会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
- 議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第 2 5 号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)
- 議 長 起立全員であります。
よって、議案第 2 5 号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第 2 6 号、令和 5 年度福崎町水道事業会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第26号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第26号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第27号、令和5年度福崎町工業用水道事業会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。
これより採決を行います。
議案第27号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第27号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
次、議案第28号、令和5年度福崎町下水道事業会計予算についての討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)

議 長 これより採決を行います。
議案第28号について、本案に対する予算審査特別委員会の審査報告は、原案のとおり可決するであります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 起立全員であります。
よって、議案第28号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。
暫時休憩をしたいと思います。再開を10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時32分

再開 午前10時48分

◇

議 長 会議を再開いたします。
この際、お諮りいたします。議事日程の追加でございます。
先日、議会運営委員会を開催して、追加議案の上程について検討をお願いし、了承を得たところでありますが、先ほど可決されました議案第1号、福崎町個人情報保護法施行条例の制定についてに関連して、発議第1号、福崎町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを日程に追加し、直ちに議題としたいと

と思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、発議第1号、福崎町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。
暫時休憩いたします。

◇

休憩 午前10時49分

再開 午前10時49分

◇

議長 会議を再開いたします。
発議第1号、福崎町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、事務局に朗読させます。

(主査朗読)

議長 朗読が終わりましたので、さらに委員長に本議案に対する詳細なる説明を求めます。

議会運営委員会、前川委員長。

前川議会運営委員会 発議第1号、福崎町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、説明

委員長 長 をいたします。

説明資料1ページをご覧ください。

令和3年に個人情報の保護に関する法律等が改正され、地方公共団体の個人情報保護制度について、全国的な共通ルールが適用されることとなりましたが、議会については、その適用対象から除外されることとなりました。

しかしながら、現行の福崎町個人情報保護条例においては、議会も実施機関の一つとして、個人情報の保護を図ってきており、改正個人情報保護法の施行後も引き続き共通ルールに沿った自立的な処置を講ずる必要があることから、本条例を制定しようとするものであります。

なお、本条例については、全国議長会が総務省及び個人情報保護委員会と協議して作成された条例案を基に、議会運営委員会において審査を行い、本日提案するに至ったものであります。

次に、本条例案の概要について説明いたします。

本条例は、福崎町議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものであります。

第3条では、議会の責務として、その保有する個人情報の適切な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとすると規定しています。

第4条以下では、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、安全管理措置等のほか、従事者の義務など個人情報の取扱いについて、必要な事項を規定しています。

第17条では、議会が保有している個人情報のファイルについて、その例外を除き、個人情報のファイル簿を作成し、公表しなければならないことを規定しています。

第18条以下では、開示請求に関して必要な事項を規定しています。なお、開示請求に関しては、先ほど成立しました福崎町個人情報保護法施行条例における

町実施機関の対応との整合性を図るため、開示決定等の期限は現行の福崎町個人情報保護条例と同じ日数に設定しています。また、開示請求に係る手数料は無料とし、写しの交付を受ける者は、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならないことを規定しています。

第31条以下には、訂正請求に関して必要な事項を規定しております。

第38条以下には、利用停止請求に関して必要な事項を規定しております。

第44条以下では、開示決定等に係る審査請求があったときは、その例外を除き、先ほど成立しました福崎町情報公開個人情報保護審査会に諮問しなければならないことなど、審査請求に関して必要な事項を規定しております。

第47条以下には、個人情報等の取扱いに関する苦情処理、本条例の施行の状況の公表、その他の事項について規定しています。

第53条以下では、罰則を規定しております。

附則として、本条例は、改正個人情報保護法の施行日に合わせ、令和5年4月1日から施行とします。

また、議案資料2ページ以降には、本条例の施行規定案を添付しておりますので、審議の参考としていただきたく思います。

以上で、説明を終わります。

議員各位におかれましては、ご理解を賜り、ご賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 以上で、本日追加議案として上程されました案件の説明が終わりました。

これから議案に対する質疑に入ります。

発議第1号、福崎町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。

ただいま上程中の議案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、ただいまから即決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、本議会において即決することに決定いたしました。

それでは、発議第1号、福崎町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

発議第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立をお願いします。

(起立全員)

議 長 起立全員であります。

よって、発議第1号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議 長 次の日程は議員派遣であります。
お諮りいたします。
議員派遣の件につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定に基づき、配付しております議員派遣のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、議員派遣の件については、配付しております資料のとおり派遣することに決定いたしました。

日程第6 閉会中の継続調査申出

議 長 次の日程は、閉会中の継続調査申出であります。
各委員長からそれぞれ継続調査申出書が議長宛てに提出されております。それぞれ申出のとおり許可することに決定して、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、閉会中の継続調査申出については、それぞれ申出のとおり許可することに決定いたしました。
以上で、第507回福崎町議会定例会の日程は全て終わりました。
よって、本定例会を閉会することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
第507回福崎町議会定例会を閉会することに決定いたしました。
閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。
今定例会は、3月3日に召集され、本日までの25日間にわたる本会議及び委員会と連日ご精励を賜り、誠にありがとうございました。
令和5年度当初予算をはじめ、本定例会に提出されました全ての案件について、慎重審議の上、それぞれ適正妥当なる結論づけをいただきました。また、議事の運営につきましても格段のご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。
この間、理事者の皆様には資料の作成をはじめ、議会の審議における協力に対し敬意を表しますとともに、本会議及び委員会において議員各位から述べられました意見、要望事項については特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう、強く要望いたす次第であります。

町 長 閉会に当たりまして、尾崎町長からご挨拶をいただきます。
第507回福崎町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。
本定例会は3月3日に召集され、本日までの25日間という会期でありました。ここに来て、新型コロナウイルス感染拡大も随分と落ち着いてきました。3月13日からは、マスクの着用が国内外を問わず、個人の判断によることになりました。5月8日からは、感染法上の位置づけが行動制限ができる2類相当から、季節性インフルエンザ並みの5類へ引き下げることが決まっています。これらのことによって、私たちの日常生活や社会経済活動が正常化に向けて、さらに前に進むことができると期待をしているところでございます。
今議会においては、各会計の補正予算、当初予算をはじめ、個人情報保護法施

行条例の制定、消防団条例の一部を改正する条例など、重要な議案を数多く提出させていただきましたが、真剣にご審議いただきました。そして、提案いたしました議案全てにご賛同いただきましたことを大変うれしく思っています。議案審議の中でいただきましたご意見は、今後の行政執行の中で生かしていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

さて、今議会は私にとって任期満了直前の議会でありました。私は昨年12月議会において、2期目への抱負を延べ出馬を表明させていただいたところでもあります。この4年間の私の政治姿勢は、公正公平な行政を進めていくというものであります。このことが、住民の皆様のご信頼を得るために最も重要なことであると思うからであります。また、情報公開が重要とのご指摘もいただきましたが、全くそのとおりであります。異論はありません。情報公開の上に立って、まちづくりを進めてまいります。

私は、これまでの4年間、この政治姿勢の上に立って、第五次総合計画後期基本計画に沿ったまちづくりを進めてきました。これまでの議員のご支援とご協力に、改めて感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

私は、4月18日告示、4月23日投開票の町長選挙に立候補させていただきます。今議会の冒頭の挨拶で表明させていただきました私の思いを町民の皆さんに訴えてまいりたいと考えております。5月1日に予定されております臨時議会で、皆様と再びお会いできるように精いっぱい頑張ってまいります。どうぞよろしく願いいたします。

既に、桜の花が咲き始めています。昨年より早い桜の開花ではありますが、まだ気温の寒暖の差が大きいこの頃であります。議員の皆様におかれましては、どうか健康には十分留意をされ、公私にわたってご活躍されますことを祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長 以上をもちまして閉会といたします。お疲れさまでした。

議

閉会 午前11時05分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和5年6月

福崎町議会議長 城 谷 英 之

福崎町議会副議長 竹 本 繁 夫

福崎町議会議員 河 嶋 重 一 郎

福崎町議会議員 小 林 博